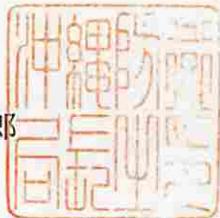


自衛隊法施行規則第67条及び第69条の規定に基づき、下記職員を
懲戒補佐官及び調査官に指名する。

平成30年4月24日

懲戒権者
沖縄防衛局長
中嶋 浩一郎



記

1 懲戒補佐官 沖縄防衛局次長
高木 健司

沖縄防衛局総務部長
稻嶺 盛敏

2 調査官 沖縄防衛局総務部総務課長
濱元 勉

沖縄防衛局総務部総務課課長補佐
(人事、厚生、共済担当)
堤 知宏

沖縄防衛局総務部総務課人事係長
王田 一成

以 上

沖防第2368号

30.4.27

防衛監察監 殿
(総務課企画室長気付)

沖縄防衛局長
(公印省略)

防衛監察の実施に関する訓令第11条に規定する防衛監察
の実施に資する情報の提供について(通知)

標記について、別添のとおり通知する。

添付書類：防衛監察の実施に関する訓令第11条に規定する防衛監察の
実施に資する情報に係る通知書

記入後「注意」

防衛監察の実施に関する訓令第11条に規定する防衛監察の実施に
資する情報に係る通知書

機関等名：沖縄防衛局

事案の件名	職員の書籍出版について
事案の発生の日時	平成30年4月24日（火）
事案の発生の場所	-
事案に關係する者の所属・官職・階級又は級・年齢	防衛技官 [REDACTED]
事案の概要	<p>当該職員は、「軍用地入門」なる本を出版するに当たり、沖縄防衛局長に対し、文書による届け出を怠り、[REDACTED]も本を出版（4/24発売開始）。</p> <p>さらに、当該職員は、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]があるところ。</p> <p>また、これまで[REDACTED]ことから、部内調査に限らず部外者を含めたシビアな全容解明が必要。</p>
事案の発生の原因及び背景	
その他参考となる事項	

事故速報（第三報）

1 件名：職員の通達違反について（書籍出版）

2 職員：[REDACTED]

3 概要：

本人はこれまで職員として得た知識を基に、軍用地の投資に係る本の出版を行うにあたり、職務上の上級者に対しあらかじめ文書による届け出を怠ったもの。

4 発覚の経緯：

平成30年4月23日夕刻、局職員から当課へ、本人が書籍を出版する予定があるとの情報提供。

翌日（24日）、本人へ事実関係を確認したところ提供された情報通り、24日に出版開始することが判明。

5 現状：

- 現在、調査員が本人から事情聴取を行っているところ。
- その結果、本人が[REDACTED]

している事実を確認。

これらの[REDACTED]となることから、兼業違反に該当することが判明。また、本人は、兼業に係る承認申請を行っていないことも併せて判明。

- 本人は、[REDACTED]との意向を示している。
- また、今回の事態により、[REDACTED]

6 報道等：本件に関し、マスコミ等からの問い合わせ等はない。

平成30年6月1日

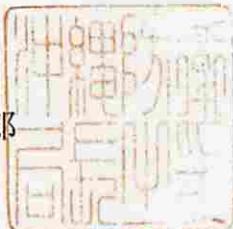
防衛技官

殿

懲戒権者

沖縄防衛局長

中嶋 浩一郎



被 疑 事 実 通 知 書

下記の規律違反被疑事実につき貴殿を審理することになったから通知する。

記

貴殿は、平成30年4月24日（火）、「軍用地投資」入門なる本を出版するに当たり、あらかじめ文書をもって届け出るよう定められているところ、届け出を怠り、[REDACTED]を出版した。

また、貴殿は、[REDACTED]

[REDACTED]兼業違反の事実が判明したものである。

以 上

受 領 書

懲戒権者

沖縄防衛局長

中嶋 浩一郎 殿

被疑事実通知書を平成30年6月1日、沖縄防衛局総務部総務課において受領しました。

平成30年6月1日

防衛技官



平成30年6月1日

懲戒権者

沖縄防衛局長

中嶋 浩一郎 殿

防衛技官

以 上

平成30年6月1日

懲戒補佐官意見書

1 被疑事件等

(1) 被調査者：沖縄防衛局 [REDACTED]
[REDACTED] (防衛技官)
[REDACTED]

(2) 被疑事実

上記の者は、防衛省・自衛隊に関する書籍を出版するに当たり、職務上の上級者（地方防衛局にあっては、地方防衛局長）に対し、文書をもって届け出ることを怠り、平成30年4月24日書籍を出版したもの。また、本件被疑事件の調査する過程において、被調査者は、自ら [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] になることから兼業違反に該当することが判明。

2 懲戒処分に対する意見

本件については、沖縄防衛局職員として、[REDACTED]
[REDACTED]

また、被調査者は、[REDACTED]
[REDACTED]

さらに、被調査者は、[REDACTED]
[REDACTED]

被調査者本人は、[REDACTED]
[REDACTED]

被調査員は、[REDACTED]
[REDACTED]

懲戒補佐官
沖縄防衛局次長



平成30年6月1日

懲戒補佐官意見書

1 被疑事件等

(1) 被調査者：沖縄防衛局

(防衛技官)

(2) 被疑事実

上記の者は、防衛省・自衛隊に関する書籍を出版するに当たり、職務上の上級者（地方防衛局にあっては、地方防衛局長）に対し、文書をもって届け出ることを怠り、平成30年4月24日書籍を出版したもの。また、本件被疑事件の調査する過程において、被調査者は、自ら

になることから兼業違反に該当することが判明。

2 懲戒処分に対する意見

本件については、沖縄防衛局職員として、

また、被調査者は、自ら

さらに、被調査者は

被調査者本人は、

被調査員は、

懲戒補佐官
沖縄防衛局総務部長



平成30年6月1日

沖縄防衛局長

中嶋 浩一郎 殿

調査官：沖縄防衛局総務部総務課長

防衛事務官



調査官：沖縄防衛局総務部総務課

課長補佐（人事・厚生・共済担当）

防衛事務官



調査官：沖縄防衛局総務部総務課人事係長

防衛事務官



調査報告書

隊員の規律違反被疑事件につき、調査の結果を次のとおり報告する。

1 被調査者の所属・官職・氏名

沖縄防衛局 [REDACTED] 防衛技官



2 被疑事実

上記の者は、防衛省・自衛隊に関する書籍を出版するに当たり、職務上の上級者（地方防衛局にあっては、地方防衛局長）に対し、文書をもって届け出ることを怠り、平成30年4月24日書籍を出版したもの。また、本件被疑事件を調査する過程において、被調査者は、自ら [REDACTED]

になることから兼業違反に該当することが判明。被調査者は、兼業に係る承認申請を行っていなかったことも併せて判明した。[REDACTED]

3 調査の経過の概要

（1）平成30年4月23日夕刻、当局管理部職員から総務課人事係に対し、

某職員が書籍を出版しようとしているとの情報提供。

- (2) 同年4月24日、総務課長から被調査者に対し、事実関係を確認したところ同人は被疑事実を認めた。
- (3) 同年4月24日、自衛隊法施行規則第67条に基づき懲戒補佐官（2名）を指名するとともに、同法施行規則第69条に基づき調査員を指名。
- (4) 同年4月25日から被調査者を総務課長の監督下に置き、事実関係及び出版に至った経緯等について事情聴取を開始。
- (5) 同年5月1日、調査の過程において、新たに兼業違反が発覚し、また、兼業の承認申請を行っていないかったことも判明。
- (6) 同年5月1日、被調査者は、上級者からの承認を得ず本を出版したこと、また、兼業の承認申請を怠り、結果として兼業違反を犯したこと認め供述調書に署名押印。
- (7) 同年5月9日、管理部から当該書籍出版が部外に与える影響についての意見書提出。
- (8) 同年5月9日、被調査者に[REDACTED]ことから、被調査者が加入している[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]から事情を聴取。
- (9) 同年5月15日、企画部から当該書籍出版が部外に与える影響についての意見書提出。
- (10) 同年6月1日、被調査者から更なる供述（職務上知り得た情報を基にした軍用地の購入等）を聴取。被調査者は当該供述を盛り込んだ供述調書に改めて署名押印。

4 調査結果

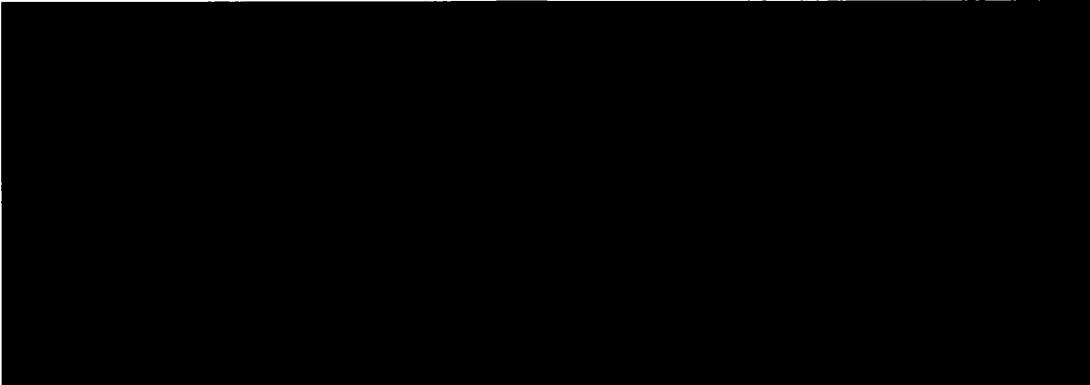
- (1) 自衛隊法58条違反（品位を保つ義務）

本人の供述によれば、書籍を出版するに当たっては、[REDACTED]

[REDACTED]明らかに通達違反が判明した。

- (2) 自衛隊法62条第1項違反（私企業からの隔離）

被調査者は、[REDACTED]
[REDACTED]



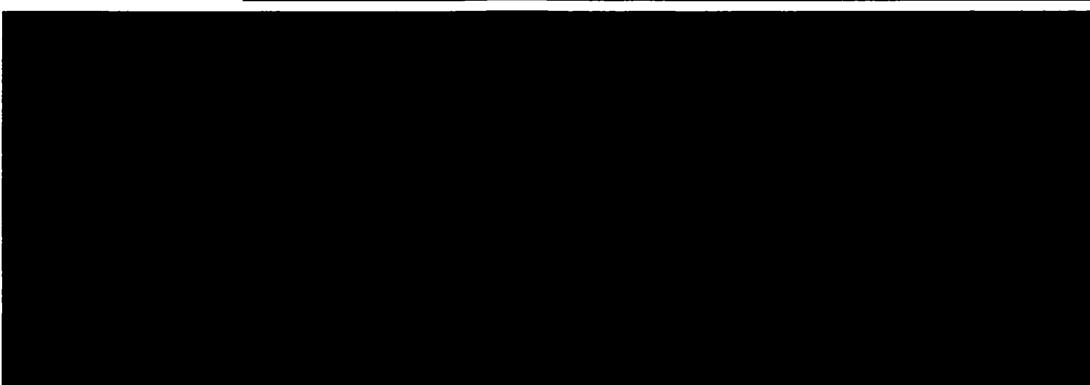
となっており、あきらかに兼業違反であることが判明した。

被調査者は、

も併せて判明した。

(3) 隊員としての不適切な行為について

被調査者が、



また、被調査者は



従つて、被調査者が



(4) 部内外へ与える影響（自衛隊法58条違反「品位を保つ義務」）

被調査者は、書籍を出版するにあたり、

がある。

被調査者は

と考えられる。

(5) 職務上知り得た情報を基にした _____について

被調査者は、

[REDACTED]

[REDACTED] なお、被調査者本人も、[REDACTED]

[REDACTED]

従って、被調査者の[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] と思料される。

4 証拠

①供述調書、②[REDACTED]、③[REDACTED]
[REDACTED]の写し ([REDACTED] から被調査員に対する [REDACTED] 確認のため)、④[REDACTED] 入会方法 (ネット情報)、⑤[REDACTED] 代表者の供
述調書、⑥管理部意見書、⑦企画部意見書

5 その他懲戒処分の決定に影響を及ぼす事項

被調査者は、供述調書の中で、[REDACTED]

[REDACTED] 旨述べている。また、被調査者は、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] さらに、被調査者は、[REDACTED]

[REDACTED] 旨述
べている。[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

6 参考事項

(1) 勤務成績

[REDACTED]

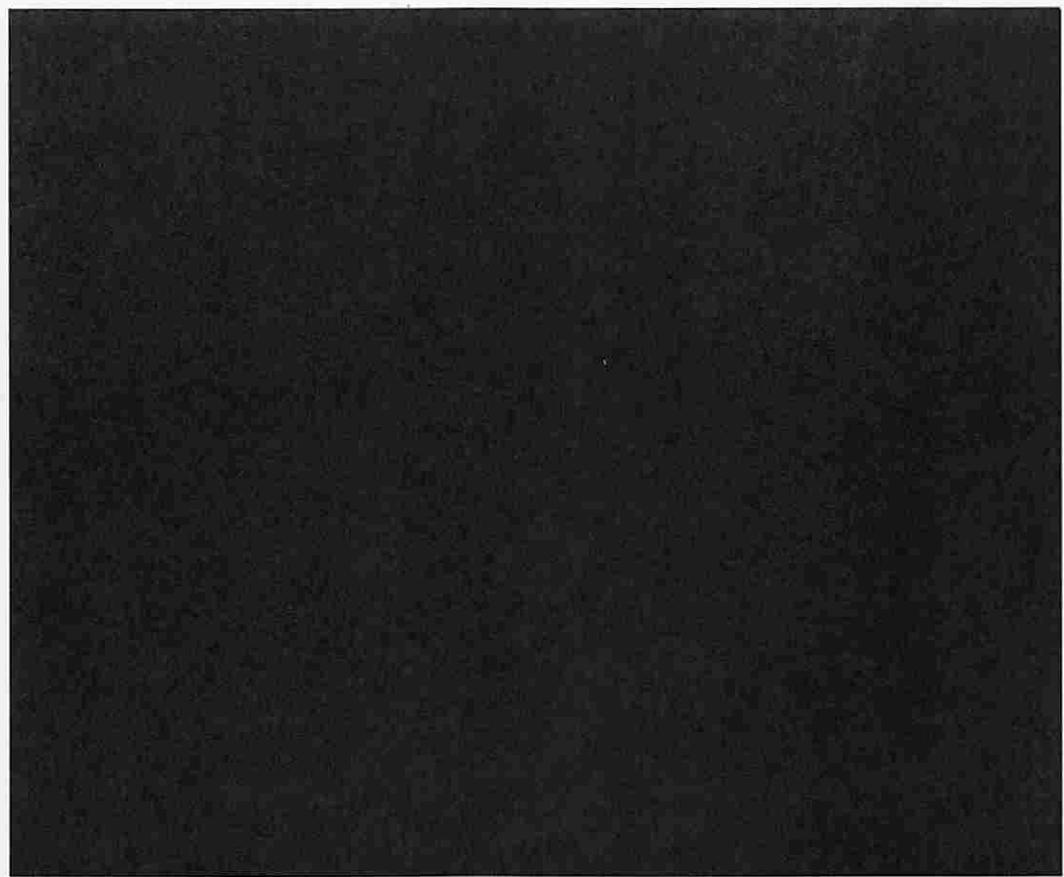
(2) 平素の勤務態度

[REDACTED]

(3) 賞罰

[REDACTED]

(4) 経歴



(6) 家族状況



以 上

供述調書

所 属：沖縄防衛局

官 職：防衛技官

氏 名：

生年月日：

上記の者は、防衛省・自衛隊に関する書籍を出版するに当たり、職務上の上級者（地方防衛局に所属する者にあっては、地方防衛局長）に対し、文書をもって届け出ることを怠り、平成30年4月24日書籍を出版したもの。本件に係る経緯等を含め、任意で本人から以下のとおり事情を聴取したものである。

1.

(答)

2.

(答)



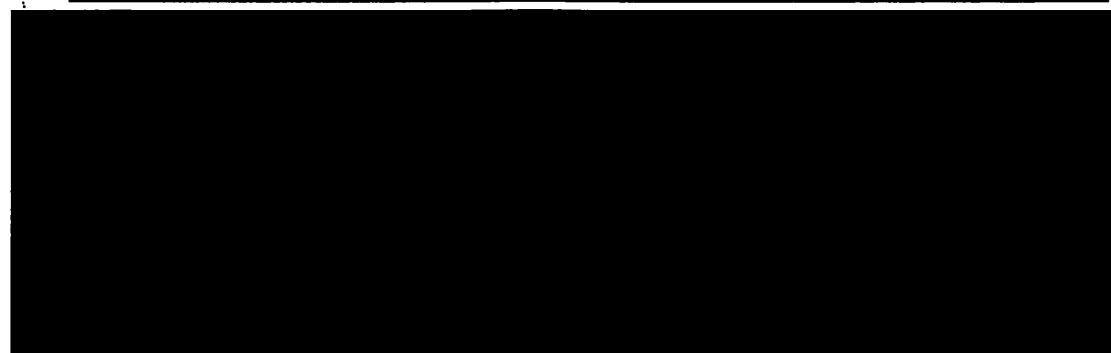
3.

(答)



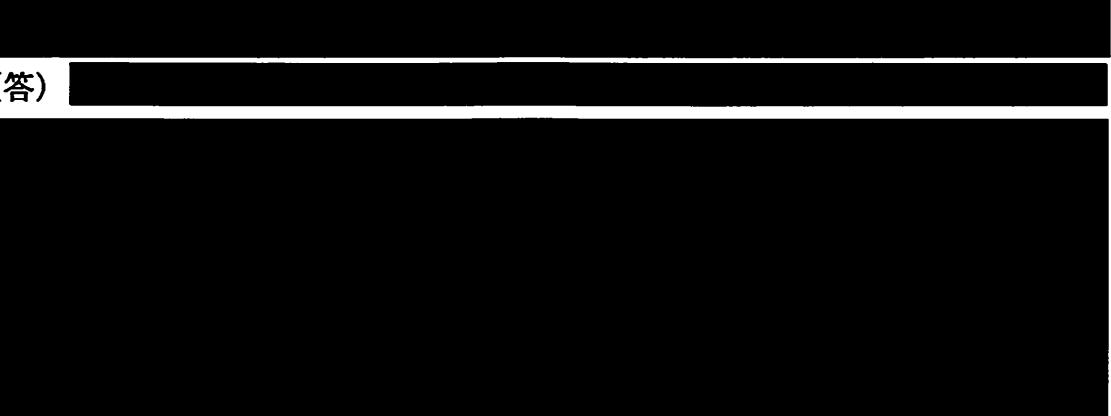
4.

(答)



5.

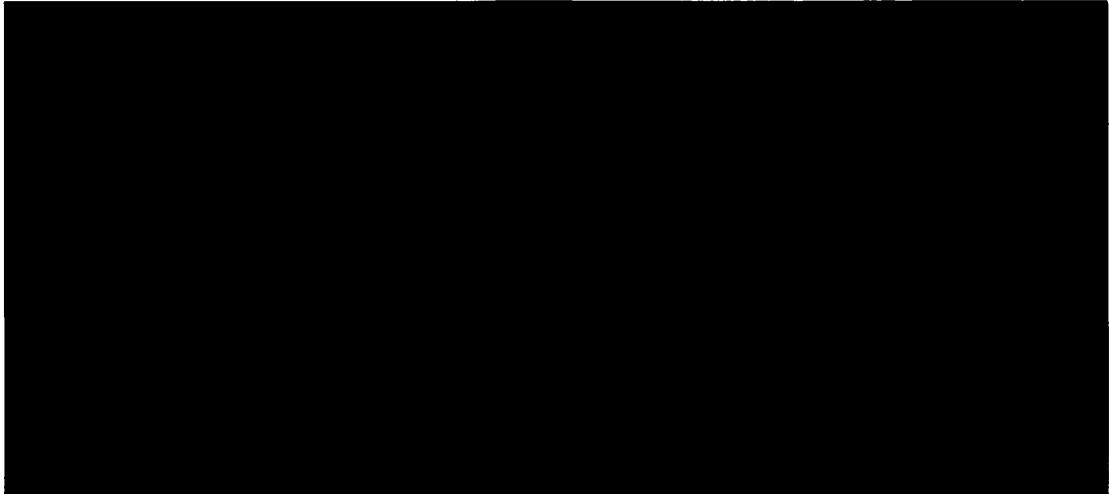
(答)



6.

[REDACTED]

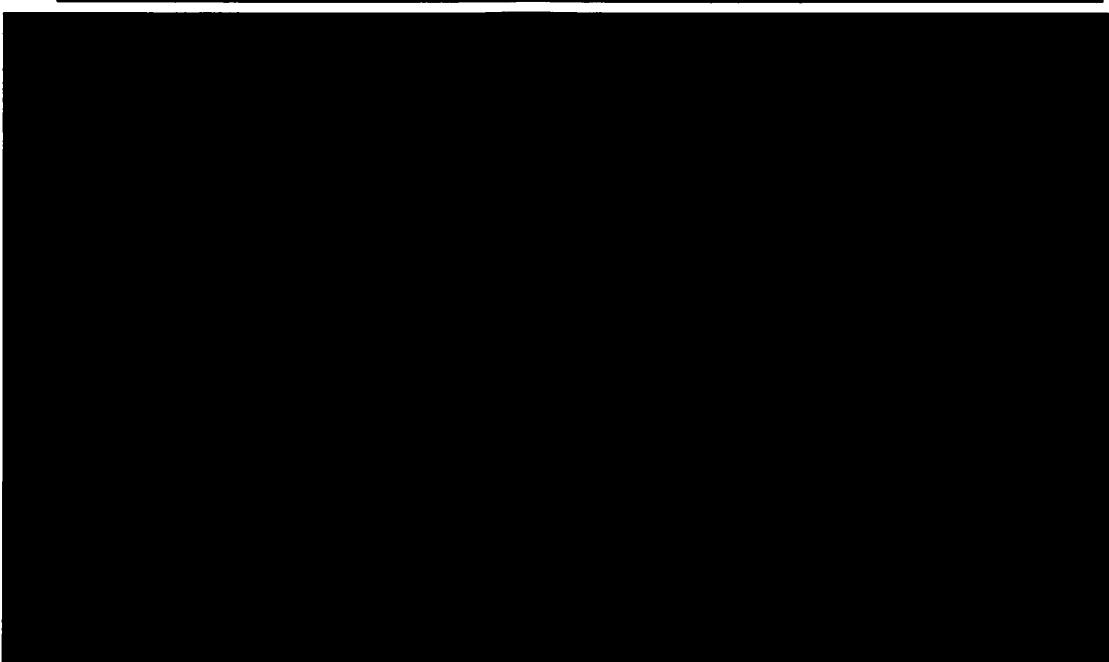
(答) [REDACTED]



7.

[REDACTED]

(答) [REDACTED]



8

[REDACTED]

(答) [REDACTED]

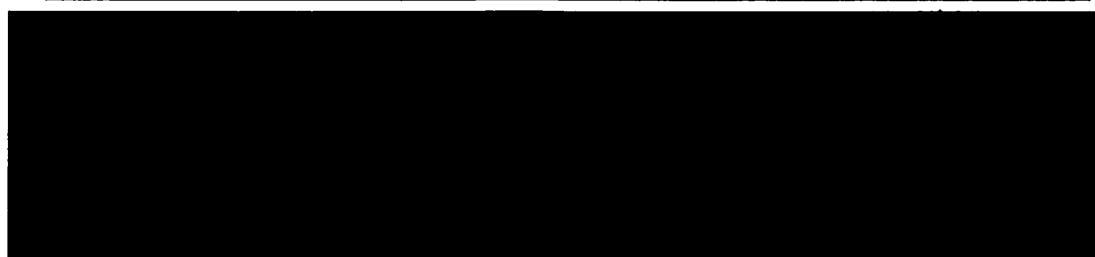
9.

(答)



10.

(答)



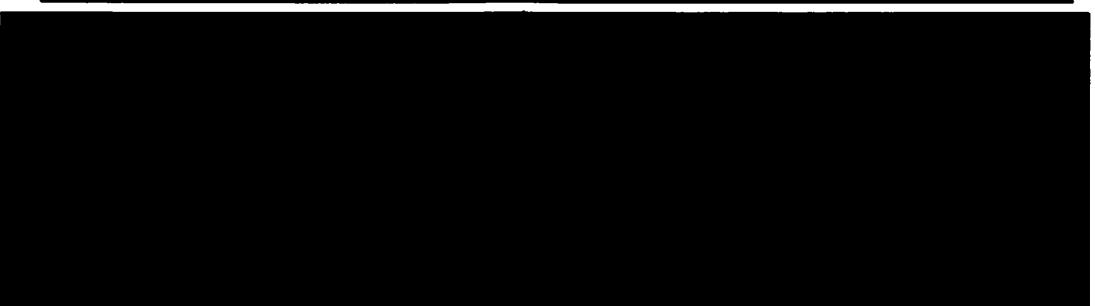
11.

(答)



12.

(答)



供述者：[REDACTED]

本供述調書について、本人に内容を確認させたところ、供述内容と相違ない旨述べた上で署名押印を行った。

平成30年6月1日

調査官：沖縄防衛局総務部総務課長

防衛事務官

[REDACTED]
賀元

調査官：沖縄防衛局総務部総務課

課長補佐（人事・厚生・共済担当）

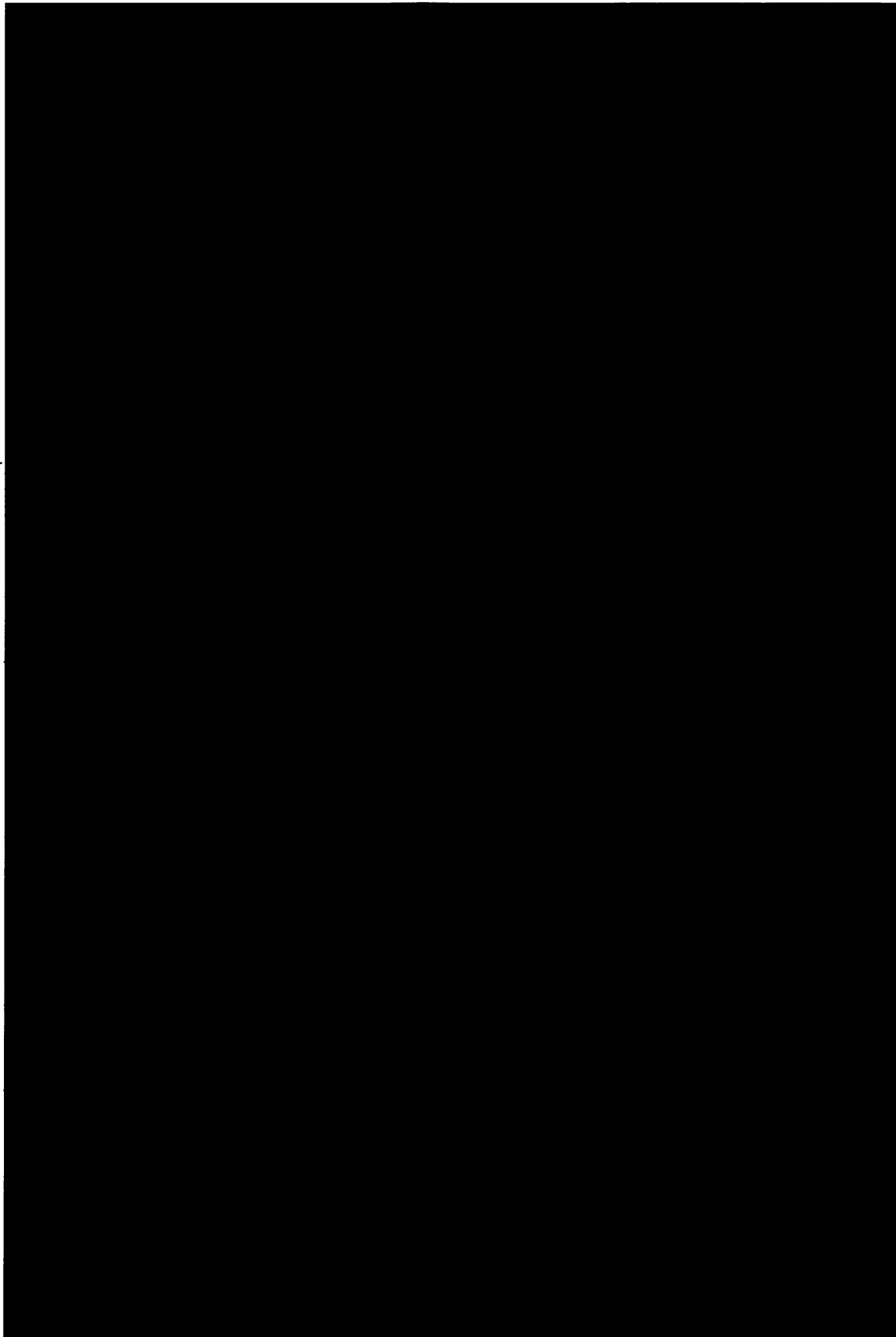
防衛事務官

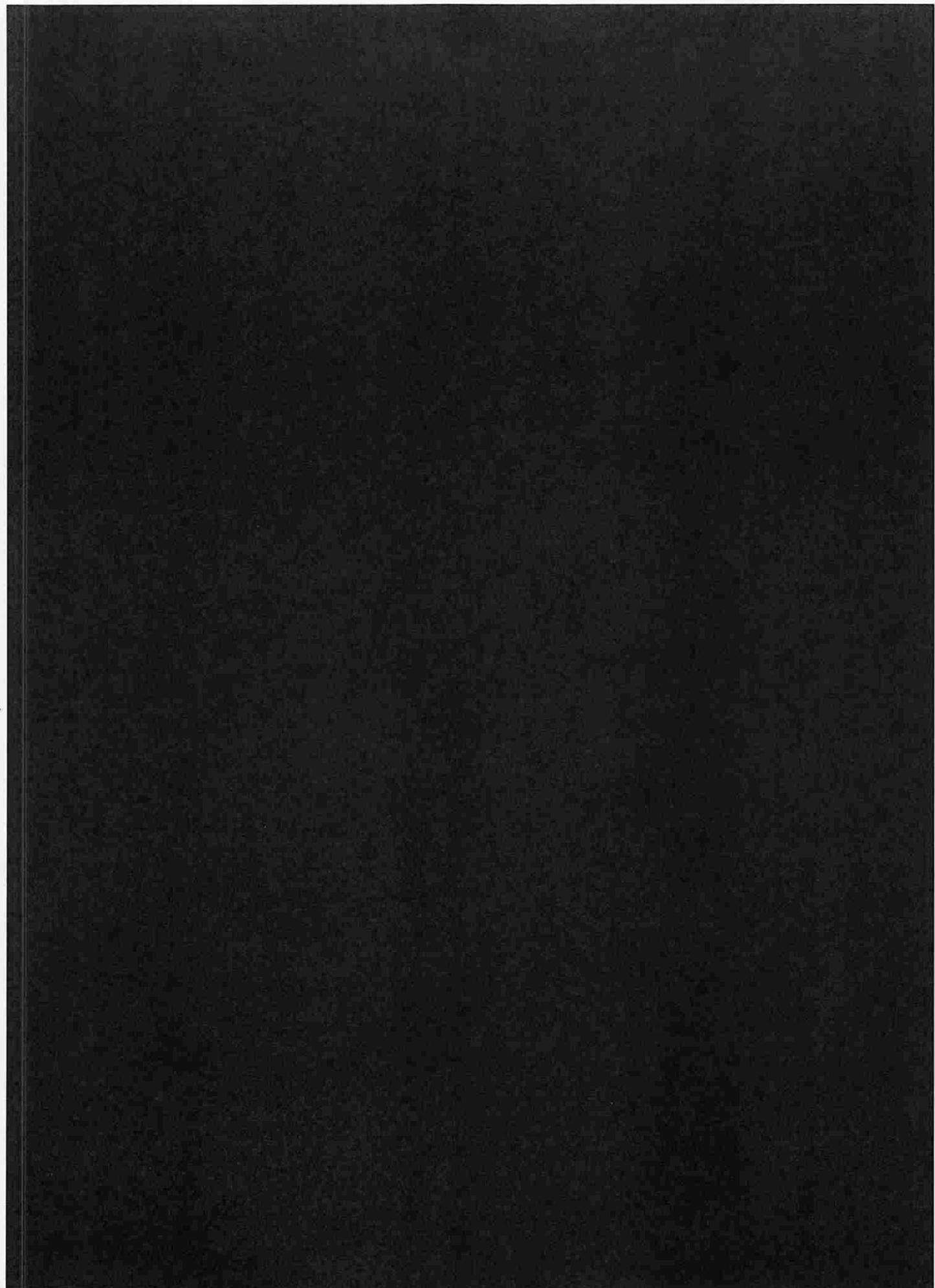
[REDACTED]
是

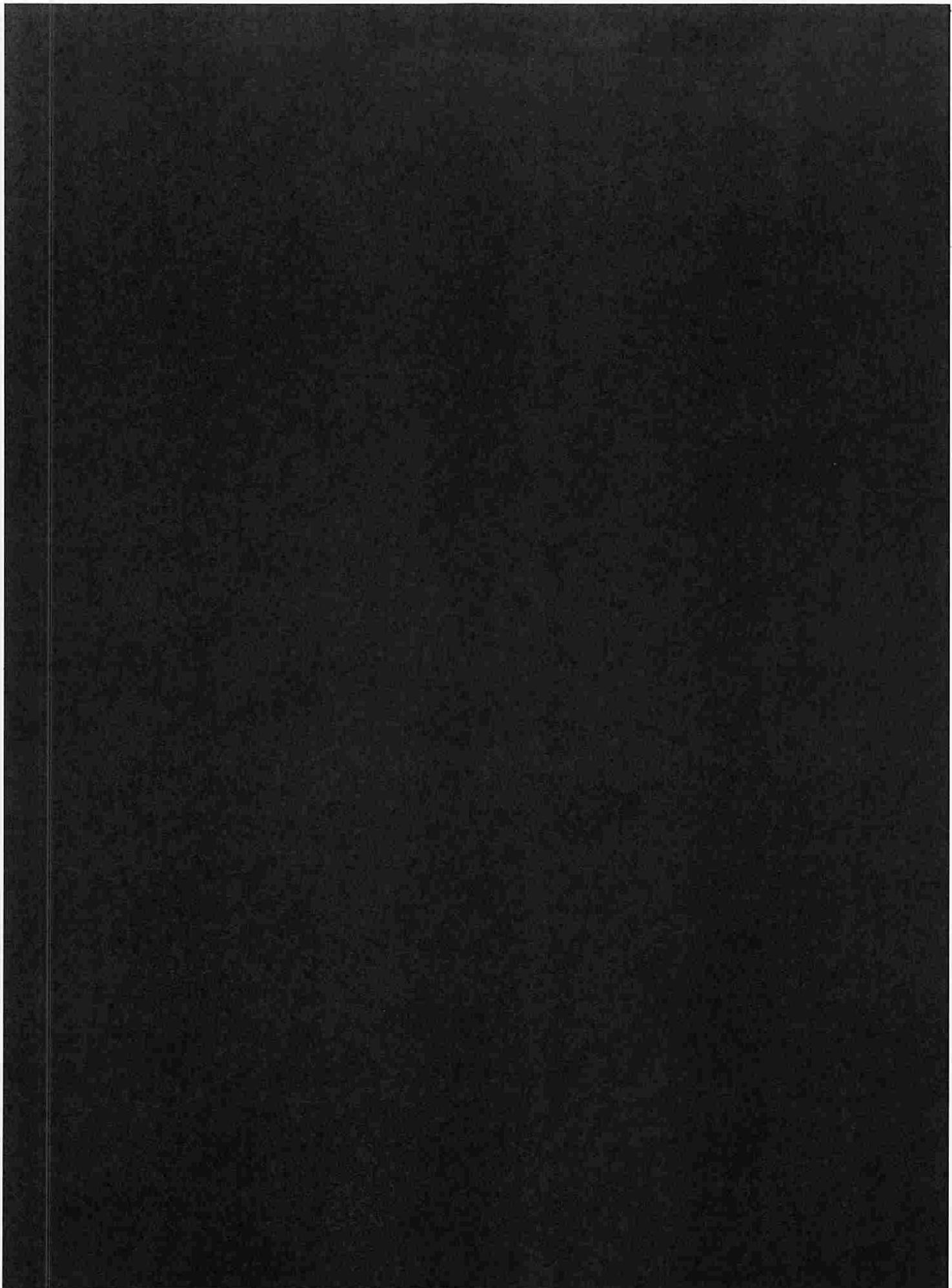
調査官：沖縄防衛局総務部総務課人事係長

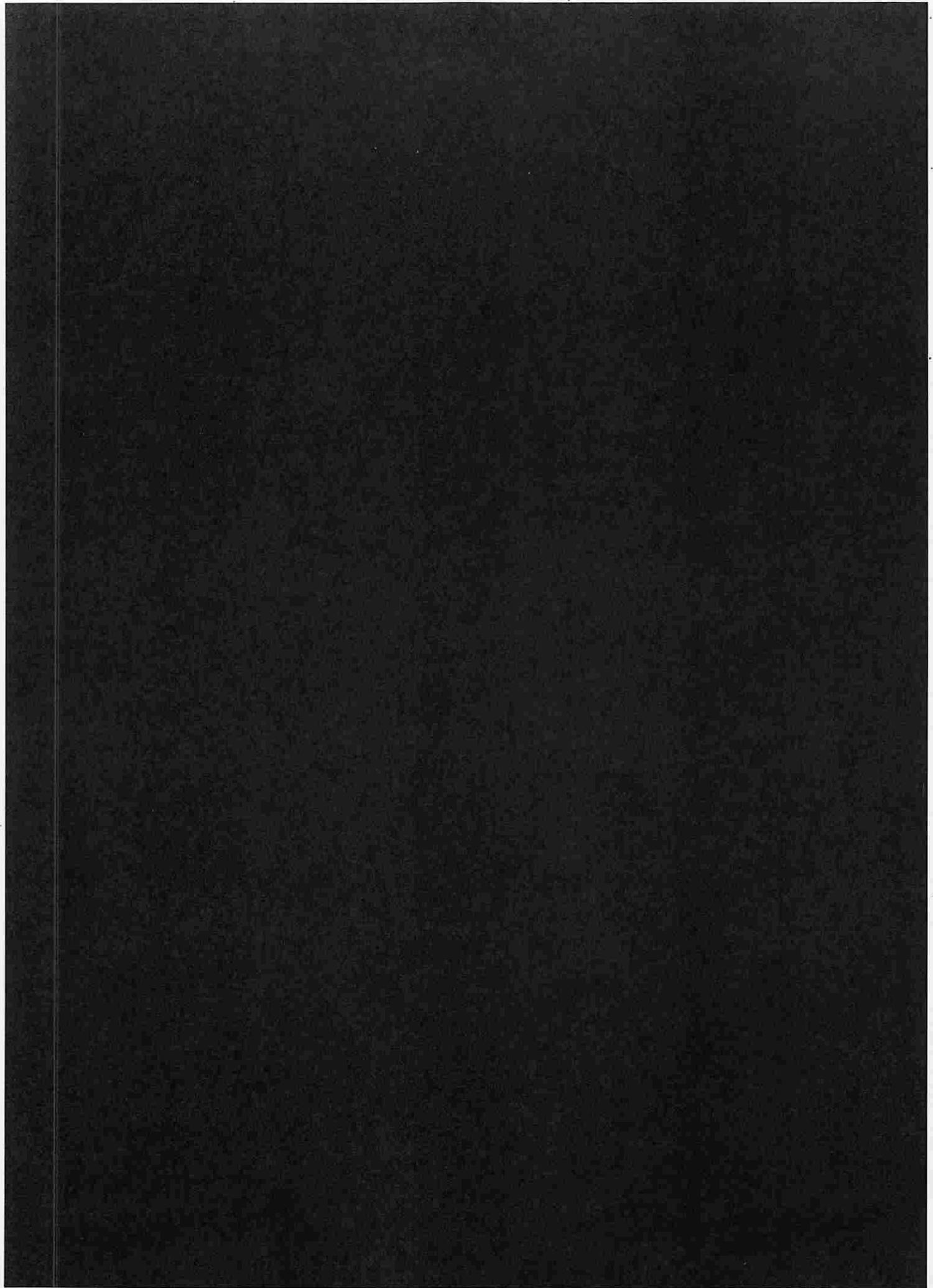
防衛事務官

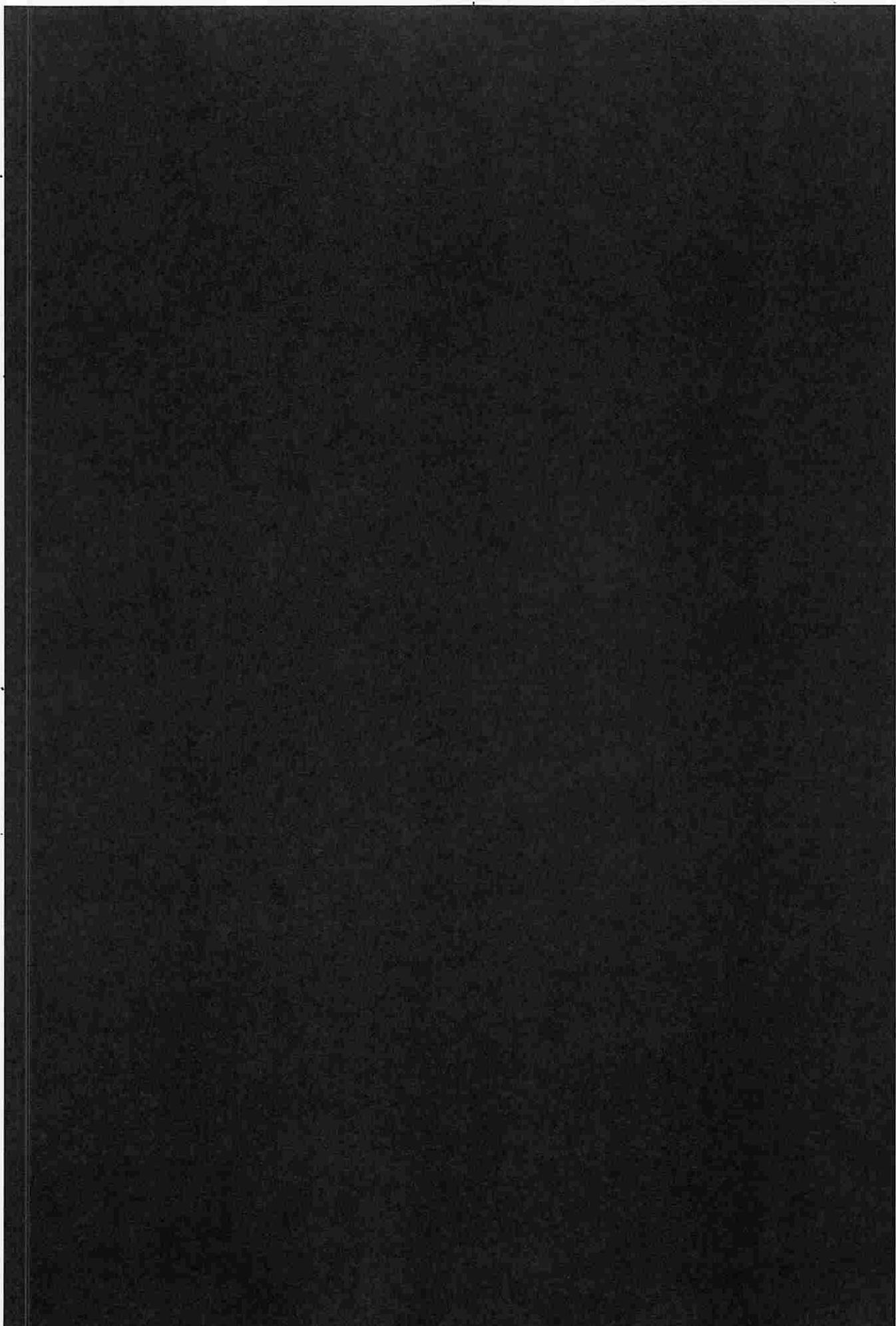
[REDACTED]
三

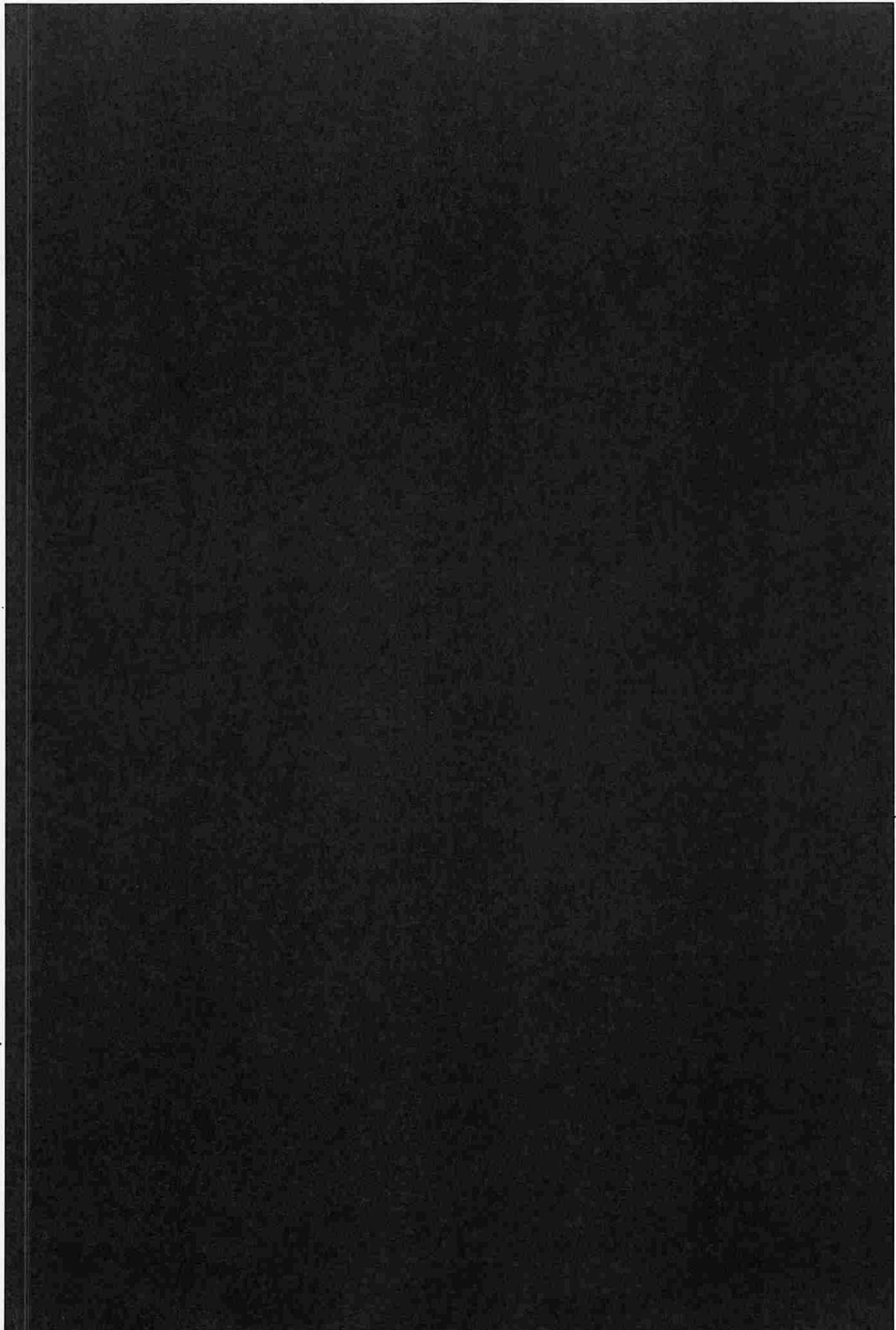


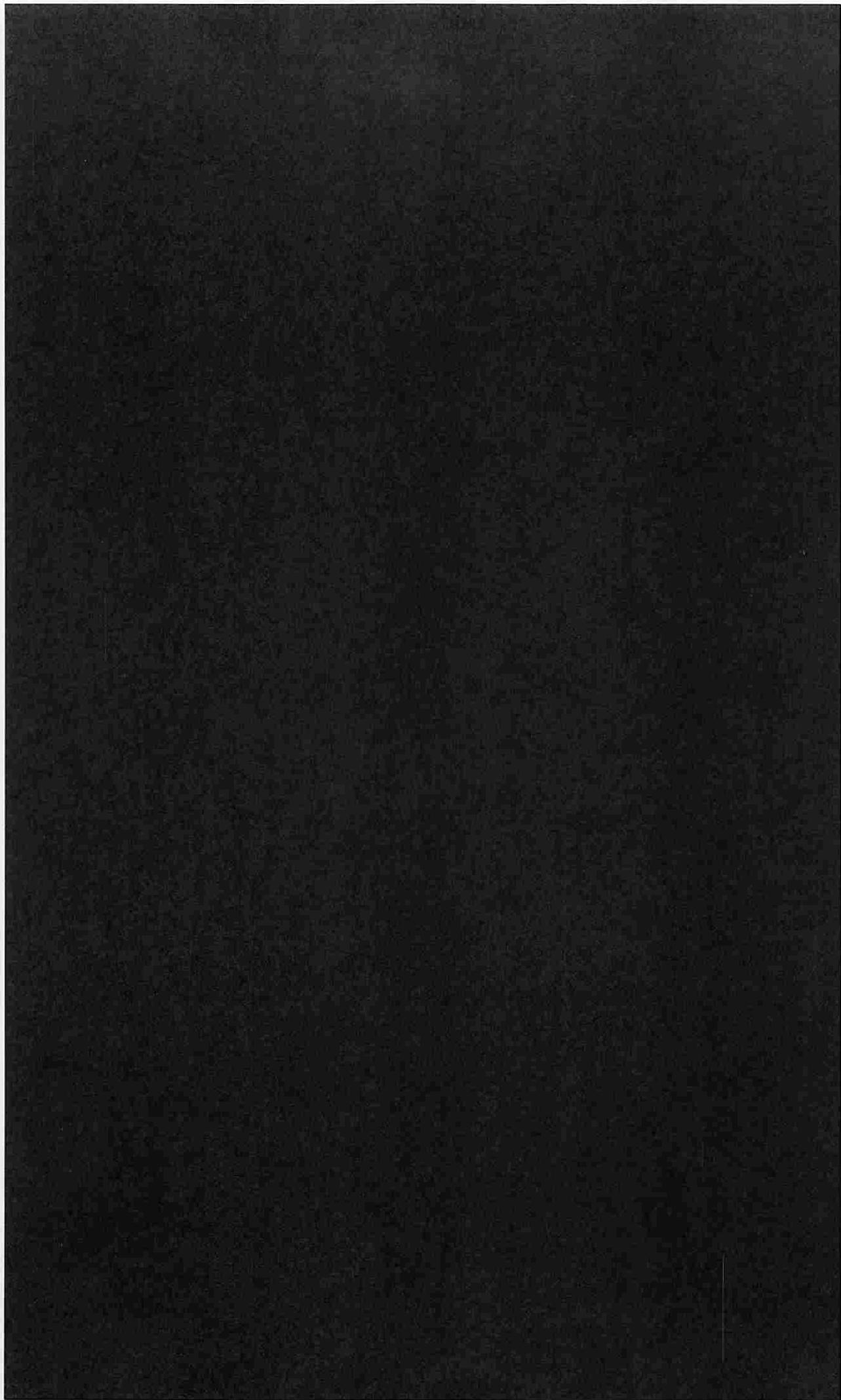












供述調書

団体名: [REDACTED]

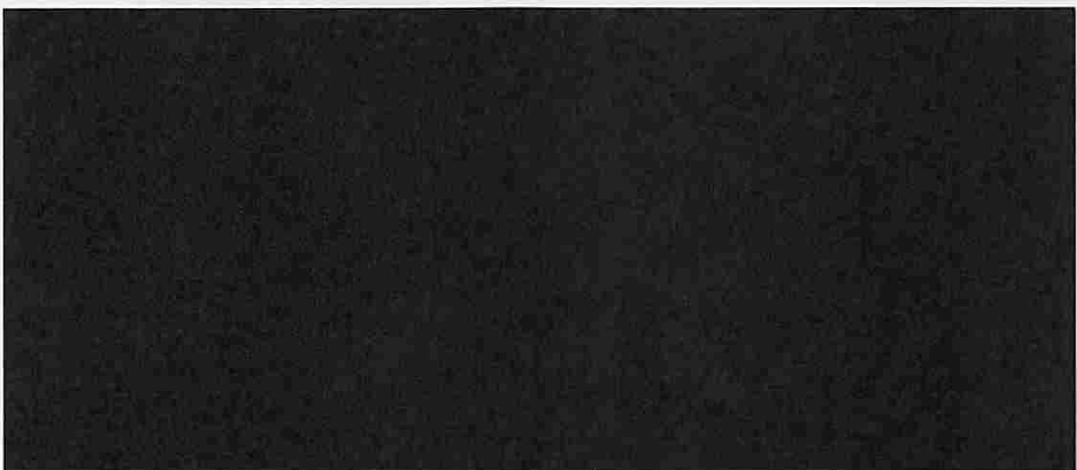
氏名: [REDACTED]

職名: 代表

防衛省・自衛隊に関する書籍を出版するに当たり、職務上の上級者（地方防衛局に所属する者にあっては、地方防衛局長）に対し、文書をもって届け出ることを怠り、また、兼業違反が判明した [REDACTED] について、本人が加入する [REDACTED] の代表者から、当該団体の概要等について以下の通り事情を聴取したものである。

1. [REDACTED]

(答) [REDACTED]



2 [REDACTED]

(答) [REDACTED]



3 [REDACTED]

(答) [REDACTED]



4.

(答)

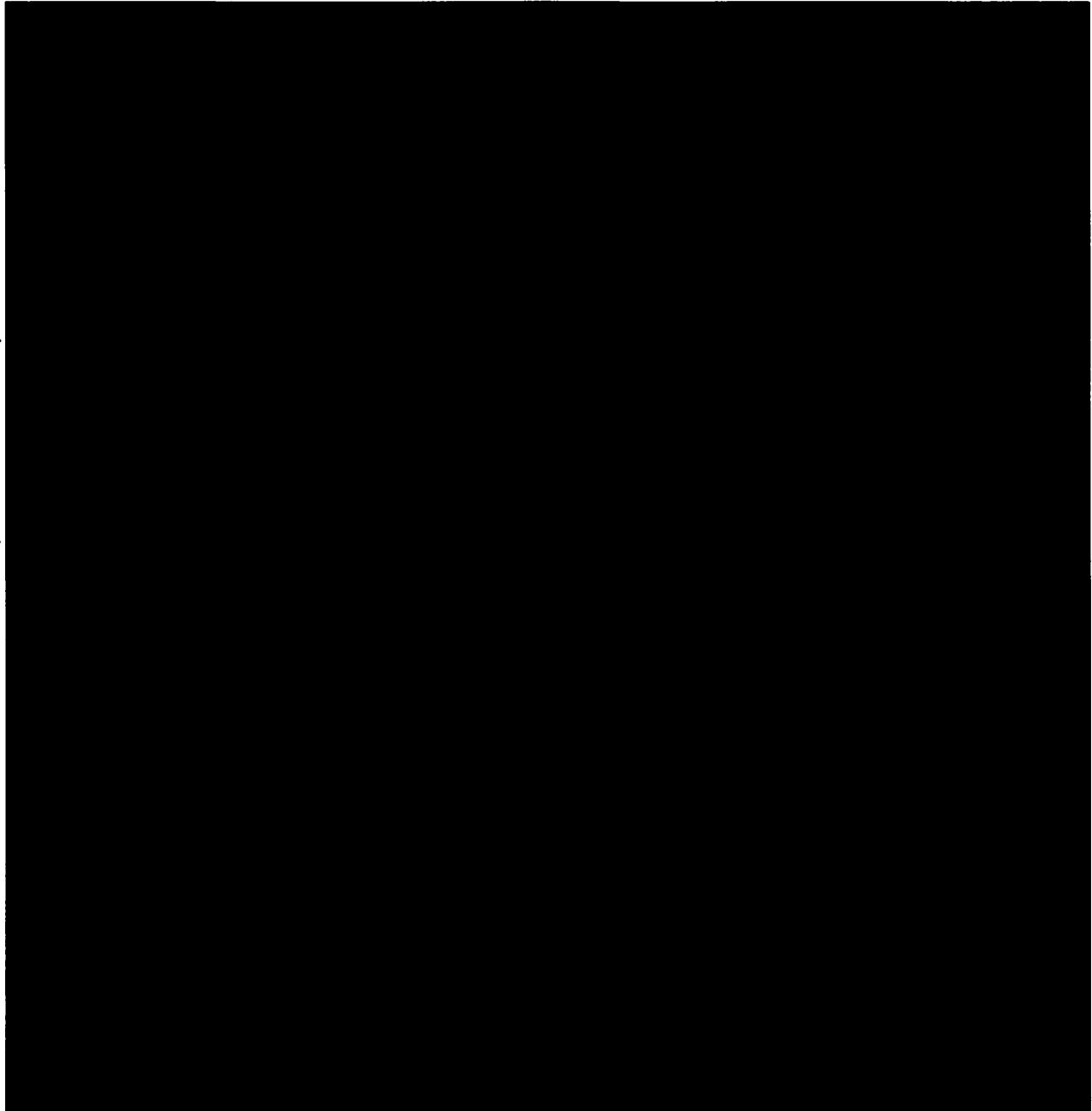
以 上

平成30年5月9日
施設取得第1、2、3課

沖縄防衛局職員により出版された書籍「軍用地投資入門」について（管理部意見）

- 標記書籍について、総務課から内容等の確認の依頼があり、駐留軍用地の取得（賃貸借契約）を所掌とする施設取得第1、2、3課において内容を確認したもの。

記載内容に係る個別のコメントは、以下のとおり。



以 上

平30.5.15
企画部基地対策室

沖縄防衛局職員が出版した書籍「軍用地投資入門」に係る意見

標記書籍について、基地対策業務の観点から

等を確認したところ、以下に示す記述がそれらに該当すると思料される。

【不適切な記述（隊員たるにふさわしくない行為）】

頁	記述内容

頁	記述內容

頁	記述内容

【事実誤認】

頁	記述内容

平成30年 6月 8日

認定理由書

1 違反者

沖縄防衛局

防衛技官

2 違反事実及び適条

(1) 違反事実

①

[REDACTED]

②

[REDACTED]

③ 懲戒調査の過程で、

[REDACTED]

④ 懲戒調査の過程で、

[REDACTED]

⑤ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 適条

- ①、②及び③について 自衛隊法第58条第1項 「品位を保つ義務」
④について 自衛隊法第62条第1項 「私企業からの隔離」

3 処分認定理由

(1) 処分の種類及び程度

「停職20日」

(2) 前記の処分を相当とする理由

①、②及び③の行為は、自衛隊法第58条の「品位を保つ義務」に違反する行為として「私行上の非行」に該当し、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

④の行為は、自衛隊法第62条第1項の「私企業からの隔離」違反に該当し、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑤の行為は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

「職務上の注意義務」に違反する行為として、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED] 「停職20日」が妥当であると認定する。

以 上

懲戒処分宣告書

防衛技官

自衛隊法第46条第1項第2号の規定により、懲戒処分として停職20日
に処する。

平成30年6月8日

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎



- 1 この処分を受けた者は、これに不服がある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。
 - 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する防衛大臣裁決を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、防衛大臣の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても、防衛大臣の裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、防衛大臣の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

受 領 書

沖縄防衛局長
中嶋 浩一郎 殿

懲戒処分宣告書を平成 30 年 6 月 8 日、沖縄防衛局総務部長室内において受領しました。

平成 30 年 6 月 8 日

防衛技官

沖防第3168号
30. 6. 8

防衛大臣 殿

沖縄防衛局長
(公印省略)

懲戒処分報告書について（報告）

標記について、別添のとおり報告する。

添付書類：懲戒処分報告書

懲戒処分報告書

1 違反行為者

防衛技官

2 処分の種類及び程度

停職 20日

3 処 分 者

沖縄防衛局長

防衛事務官 指定職 中嶋 浩一郎

4 処 分 年 月 日

平成30年6月8日

5 違反事実及び適条

- (1) 現職の沖縄防衛局職員であることを明かした上で、職務上知り得た知識を利用し、不適切な書籍を出版した。
- (2) 無届けの [REDACTED] による兼業違反
- (3) 部外に対する意見発表の際の手続の徹底についての通達違反（書籍等）
- (4) 適条
 - 自衛隊法第58条
「品位を保つ義務」に違反する行為
 - 自衛隊法第62条第1項
私企業への関与制限等義務違反

6 規律違反の原因

職務上必要な注意義務を怠った。

7 参考事項

- (1) 入省年月日
[REDACTED]

- (2) 既往処分

なし

- (3) 関係被処分者

なし

- (4) 加重 軽減の理由
[REDACTED]

- (5) 懲戒権行使の承認

なし

- (6) その他

なし